

議 事 録

会 議 名	令和6年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年12月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計8名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第12回定例総会を開会いたします。欠席委員は、おりません。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、1番と4番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号60号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号60号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区の市街化調整区域内農地2筆と小谷地区の農業振興地域内農地4筆です。譲受人は、これまで農家世帯の世帯員として農作業に従事してきました。耕運機を所有しており、本人外1名で、露地野菜を作付しています。自宅から通作距離は倉見の土地が約0.6kmで、自転車約5分、小谷の土地が約2kmで、自転車約7分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、当該地は倉見と小谷ですが、倉見地区担当農業委員で4番に一括して現地調査いただきましたので、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4 番：先日事務局職員と現地調査をしました。倉見地域の筆の現況は畑で荒れておらず、耕うんすれば作付け可能でした。小谷地域の筆はきれいに管理しており、農地として利用することに問題ありません。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし）		

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号60号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長: 総員挙手
会 長: では総員挙手ですので、議案番号60号は原案のとおり許可書を交付する
ことに決定いたします。続いて、議案番号61号を上程いたします。事務
局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局: (議案番号61号を朗読)
(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区の市街化調整区域内農地
2筆です。譲受人は、これまで農家世帯の世帯員として農作業に従事して
きました。トラクター、耕運機、シロカキロータリー、軽トラックを所有
しており、本人外5名で、米、枝豆、里芋、じゃがいも、玉ねぎなどを作
付しています。自宅から当該土地への通作距離は約0.8km、徒歩で約
7分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に
従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周
辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号
には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。
会 長: 続いて、地区担当農業委員である私8番から農地法の観点から現地調査の
結果並びに補足説明いたします。
会 長: 先日事務局と現地調査をしました。現況は畑でしっかり管理されており問
題はないと思います。
会 長: 以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、
発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)
会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号61号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長: 総員挙手
会 長: では総員挙手ですので、議案番号61号は原案のとおり許可書を交付する
ことに決定いたします。続いて、議案番号62号を上程いたします。事務
局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局: (議案番号62号を朗読)
(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区の市街化調整区域内農地1
筆です。譲受人は、これまで農家世帯の世帯員として農作業に従事してき
ました。トラクター、耕運機、シロカキロータリー、軽トラックを所有し
ており、本人外5名で、米、枝豆、里芋、じゃがいも、玉ねぎなどを作付
しています。自宅から当該土地への通作距離は約0.8km、徒歩で約7
分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に
従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周
辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号に
は該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。
会 長: 続いて、地区担当農業委員である私8番から農地法の観点から現地調査の
結果並びに補足説明いたします。
会 長: 先日事務局と現地調査をしました。しっかり管理されていて問題ありま
せんでした。
会 長: 以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、
発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長: 総員挙手
会 長: では総員挙手ですので、議案番号62号は原案のとおり許可書を交付する
ことに決定いたします。次に日程第2、農地法第4条の規定による許可申
請について、議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と
説明をお願いします。
事務局: (議案番号63号を朗読)
(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある市街化調整区域内
農地1筆で、転用事業の内容は車両置き場です。現在当該地の近隣で自動
車修理業を行っている企業から、修理車両の置場が手狭になっているため
当該地を農地転用することで台数を置けるようにしたいと要望があり、申
請者が申請地を自ら転用するものです。申請者は、転用工事を実施する資
力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許
可の判断基準となる農地種別は、第3種農地です。許可の基準としては、
原則許可となります。
会 長: 続いて、地区担当農業委員である4番から、農地法の観点から現地調査の
結果並びに補足説明をお願いします。
4 番: 先日事務局と現地調査をしました。2面は道路2面は民家の塀になってお
り、周囲に農地がないため影響はありません。
会 長: それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙
手願います。
(委員より意見、質問なし)
会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長: 総員挙手
会 長: では総員挙手ですので、議案番号63号は原案のとおり許可相当として意
見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農業
経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号64
号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局: (議案番号64号を朗読)
(説明) 当該地は田端地区にある市街化調整区域内の農地1筆で、現況は畑です。
期間については5年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクター、管理
機、草刈り機、動加噴霧器、運搬車などを保有しております。
会 長: 続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。
7 番: 申請地は確認しています。この前耕うんはしておりきれいに管理していま
す。譲受人は一生懸命耕作しておりますので問題ないと思います。
会 長: それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)
会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長: 総員挙手
会 長: では総員挙手ですので、議案番号64号は原案のとおり決定通知書を町長

に送付いたします。続いて、議案番号６５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６５号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある市街化調整区域内の農地１筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は近隣で実績があり、軽トラック、トラクター、管理機、マルチャー、ハンマーカッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番：先日事務局と現地調査をしました。大根の収穫で作業中であり、きれいに管理されているので問題ないと思います。また、申請法人で農作業受委託も受けているとのことでした。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号６５号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号６６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６６号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある市街化調整区域内の農地１筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は近隣で実績があり、軽トラック、トラクター、管理機、マルチャー、ハンマーカッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番：先日事務局と現地調査をしました。きれいに耕作しており問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号６６号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号６７号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６７号を朗読）

（説明）当該地は田端地区にある市街化調整区域内の農地２筆で、現況は畑です。期間については２年間で、借り手は近隣で実績があり、トラクター、管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である７番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

７ 番：先日現地調査をしました。ソルボをまいているようだが、春野菜を作付けすると聞いているが耕うんしていません。周辺農地に影響はないがもう少しきれいにしてほしい。

	事務局：借り手にはその旨指導しておきます。 会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号６７号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第４、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号１３３号について事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：（報告番号１３３号を朗読） （説明）農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第５、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号１３４号の１件、日程第６、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号１３５号から１４２号の８件、日程第７、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号１４３号から１５５号の１３件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり８件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり１３件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和６年第１２回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和６年第１２回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和７年１月２４日、承認・署名を得て確定しました。